

2 火災時の安全に関すること

2 - 1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による当該評価対象住戸において発生した火災（以下「自住戸火災」という。）の早期の覚知のしやすさとする。

各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 講じられている措置
4	自住戸火災のうち、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。
3	自住戸火災のうち、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
2	自住戸火災のうち、台所及び1以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。
1	-

(3) 評価基準

イ 等級4

自動火災報知設備（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条から第24条の2までに規定するものをいう。）その他これに類するもの**感知を行う部分及び警報を行う部分を有し、かつ、すべての感知を行う部分からすべての警報を行う部分へ火災信号を送ることができる感知警報設備**について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

感知を行う部分

a 設置場所

感知を行う部分が、すべての居室（**台所及びたれ壁、はりその他の天井から0.4m以上下方に突出したものによって区画された居室の部分で、こゝろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（以下「台所等」という。）を除く。2 - 1において同じ。）**）、台所等及び階段に設置されていること。

b 種別

感知を行う部分が、次の表の(い)項に掲げる設置場所に応じ、(ろ)項に掲げる種別のものであること。ただし、天井高さ4m以上の居室の天井に設置されるものにあつては、煙式のものであること。

(い)	(ろ)
設置場所	種別
居室	熱式のもの又は煙式のもの
台所等	熱式のもので差動式以外のもの
階段	煙式のもの
<p>1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。</p> <p>2 差動式の感知性能及び定温式（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。）の感知性能を併せもつものにあつては、いずれかの感知性能が基準に適合するものであること。ただし、当該設置場所において非火災報を発するおそれがある感知性能を有しないものであること。</p>	

c 取付け位置

感知を行う部分の取付け位置が、次に掲げるところによること。

- () 設置場所の天井面の中央付近に設置されていること。
- () () によることが困難な場合にあっては、天井に設置する場合と同等の感知が可能であると確かめられたものが天井面の下 15cm から 50cm までの範囲の壁面に設置されていること。

d 感度等

感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。

- () 熱式のものにあつては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。）第 12 条に規定する差動式スポット型感知器の 2 種の作動試験及び 1 種の不作動試験に適合する感度又は感知器等規格省令第 14 条に規定する定温式感知器の特種 65 度の作動試験（ただし、作動までの時間を 40 秒以内としたものとする。）及び特種 60 度の不作動試験に適合する感度であること。
- () 煙式のものにあつては、感知器等規格省令第 16 条に規定するイオン化式スポット型感知器又は感知器等規格省令第 17 条に規定する光電式スポット型感知器の 1 種、2 種又は 3 種（居室、廊下及び階段の上方で天井高さ 4 m 以上の場所に設置する場合にあつては、1 種又は 2 種）の作動試験（ただし、作動までの時間を 1 分以内としたものとする。）及び 1 種の不作動試験に適合する感度であること。
- () 感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲が、感知器の種別に応じ()又は()に定める感度の範囲内であること。
- () 不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。
- () 気流、外光等により非火災報を発しないよう措置されていること。

警報を行う部分

次に掲げる基準に適合していること。

- a 警報を行う部分の中心から 1 m 離れた位置における音圧（c において単に「音圧」という。）が 70 d B 以上で、1 分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他の警報を行う部分が評価対象住戸内に設けられていること。
- b 評価対象住戸が 2 以上の階を有する場合にあつては、各階（居室を有する階に限る。）

ごとに音響装置警報を行う部分が設けられていること。

c 警報を行う部分が、各階において床面積 150 m²当たり 1 以上設けられていること。ただし、音圧が 85 d B 以上のものを設ける階にあっては、この限りでない。

ロ 等級 3

住宅用火災警報器（住宅の火災により生ずる熱、煙を利用して自動的に火災の発生を感知し、当該警報器の設置場所又はその設置場所の近隣にいる者に火災が発生した旨の警報を発することができるものをいう。）その他これに類するもの（以下「住警器等」という。）について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

感知を行う部分

イ の a から d までに掲げる基準に適合していること。

警報を行う部分

イ a **及び** c に掲げる基準に適合していること。

ハ 等級 2

住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。

感知を行う部分

a 設置場所

廊下、階段又は居室のいずれか 1 カ所以上及びすべての台所等に設置されていること。

b 種別

() イ b に掲げる基準に適合していること。

() 廊下に設置されるものにあつては、煙式のものであること。

c 取付け位置

() イ c に掲げる基準に適合していること。

() 2 以上の階を有する評価対象住戸の廊下に設置する場合にあつては、階段付近に設けられていること。

d 感度等

イ d に掲げる基準に適合していること。

警報を行う部分

イ a **及び** c に掲げる基準に適合していること。

2 - 2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）

(1) 適用範囲

共同住宅等（避難階に存する住戸**及び他住戸等を同一階等に有しない住戸**を除く。）について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「同一階等」とは、評価対象住戸（避難階に存する住戸を除く。）が存する階及びその直下の階をいう。

「他住戸等」とは、評価対象住戸以外の住戸その他の室（**評価対象住戸と一体となった**

室を除く。)をいう(2-3及び2-7において同じ。)

「他住戸等火災」とは、同一階等に存する他住戸等において発生した火災をいう(2-3及び2-4において同じ。)

□ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による他住戸等火災の早期の覚知のしやすさとする。

各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 講じられている措置
4	他住戸等火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されていること。
3	他住戸等火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されていること。
2	他住戸等火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されていること。
1	-

(3) 評価基準

イ 等級4

同一階等に共同住宅用自動火災報知設備又はこれと同等の性能を有することが確かめられたものが設置されていること。

□ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

同一階等の他住戸等に住戸用自動火災報知設備又はこれと同等の性能を有することが確かめられたものが設置されていること。

同一階等(評価対象住戸の主たる出入口が階段室等(避難階又は地上に達する直通階段及びその階段室(各階において当該階段室に面する住戸等が2戸以下のものに限る。))をいう。以下同じ。)に面するものにあつては、当該階段室等の中間階(地上階数が5を超えるものにあつては3階以内ごとの階))に共同住宅用非常警報設備又はこれと同等の性能を有することが確かめられたものが設置されていること。

ハ 等級2

□ に掲げる基準に適合していること。

2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)

(1) 適用範囲

共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、他住戸等火災の発生時において、通常の

歩行経路である共用廊下を用いた場合の評価対象住戸からの避難のしやすさとする。

の評価対象住戸からの避難のしやすさは、排煙形式（「開放型廊下」、「自然排煙」、「機械排煙（一般）」、「機械排煙（加圧式）」又は「その他」の別による。）及び平面形状（「通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能」、「直通階段との間に他住戸等がない」又は「その他」の別による。）について評価し、平面形状が「その他」である場合にあっては、「耐火等級（避難経路の隔壁の開口部）」についても併せて評価するものとする。

「耐火等級（避難経路の隔壁の開口部）」の各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、評価対象住戸から避難階又は地上に達する直通階段（以下「直通階段」という。）に至るまでの経路となる共用廊下（他の経路による避難が可能でない部分に限る。）とそれに接する他住戸等との間に存する壁（以下「隔壁」という。）の開口部に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(ろ)項に掲げる時間当該火熱面以外の面に火災を出さない防火設備が設けられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 時間
3	60分以上
2	20分以上
1	-

(3) 評価基準

イ 排煙形式

排煙形式が、次に掲げる基準のいずれに適合しているかによること。

開放型廊下

評価対象住戸から~~主たる~~直通階段に至る経路となる主たる共用廊下（以下「避難経路となる共用廊下」という。）が、排煙上有効に直接外気に開放されているものであること。

自然排煙

避難経路となる共用廊下が、令第126条の3第1項各号に定める構造の排煙設備（排煙機を設けたものを除く。）その他これに類するものを有するものであること。

機械排煙（一般）

避難経路となる共用廊下が、令第126条の3第1項各号に定める構造の排煙設備のうち排煙機を設けたものその他これに類するものを有するものであること。

機械排煙（加圧式）

避難経路となる共用廊下が、平成12年建設省告示第1437号に定める構造の排煙設備その他これに類するものを有するものであること。

その他

避難経路となる共用廊下が、 から までに掲げる基準のいずれにも適合しないものであること。

ロ 平面形状

評価対象住戸の存する階の平面形状が、次に掲げる基準のいずれに適合しているかによること。

通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能

評価対象住戸から重複しない経路により到達することのできる直通階段が2以上存するものであること(に掲げる基準に適合する場合を除く。)。

直通階段との間に他住戸等がない

評価対象住戸から直通階段に至る少なくとも一の経路に他住戸等が接しないものであること。

その他

及び に掲げる基準のいずれにも適合しないものであること。

八 耐火等級（避難経路の隔壁の開口部）

等級3

隔壁の開口部に、令第112条第1項に規定する特定防火設備（以下単に「特定防火設備」という。）が設けられていること。

等級2

隔壁の開口部に、次のa又はbのいずれかの設備が設けられていること。

a 特定防火設備

b 建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備

2 - 4 脱出対策（火災時）

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅（地上階数3以上のものに限る。）及び共同住宅等（避難階に存する住戸を除く。）について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、一戸建ての住宅の地上3階以上の部分及び共同住宅等の住戸（避難階に存するものを除く。）において、自住戸火災又は他住戸等火災の発生時に通常の歩行経路が使用できなくなった場合における、評価対象住戸からの脱出のための対策が講じられていることとする。

(3) 評価基準

脱出手段が、次に掲げる基準に適合しているかによること。

イ 直通階段に直接通ずるバルコニー

評価対象住戸の少なくとも一のバルコニーから直通階段に直接到達できること。ただし、その経路上に仕切板がある場合にあっては、当該仕切板は容易に開放、除去又は破壊ができる等避難上支障のない構造であること。

ロ 隣戸に通ずるバルコニー

評価対象住戸の少なくとも一のバルコニーから隣戸隣接する他住戸等のバルコニーに到達できること(イに掲げる基準に適合する場合を除く。)。ただし、隣接する住戸他住戸等との間に仕切板がある場合にあっては、当該仕切板は容易に開放、除去又は破壊ができる等避難上支障のない構造であること。

八 避難器具

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第25条第1項の避難器具が設置されていること。

二 その他

イから八までに掲げる脱出手段がないこと。

2 - 5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分（建築基準法第2条第6号に定める延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。）における外部からの延焼のしにくさとする。

各等級に要求される水準は、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、屋外から通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(ろ)項に掲げる時間当該火熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さない防火設備が設けられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 時間
3	60分以上
2	20分以上
1	-

(3) 評価基準

イ 等級3

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、特定防火設備が設けられていること。

ロ 等級2

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、特定防火設備又は建築基準法第2条第9号の2口若しくは同法第64条に規定する防火設備のいずれかが設けられていること。

2 - 6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「可燃物燃焼温度」とは、加熱面以外の面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として平成12年建設省告示第1432号に規定する温度をいう（2-7において同じ。）。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、延焼のおそれのある部分に存する外壁及び軒裏における外部からの延焼のしにくさとする。

各等級に要求される水準は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、屋外より通常の火災による火熱が(ろ)項に掲げる時間加えられた場合に、~~火熱~~加熱開始後(ろ)項に掲げる時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることとする。

(い)	(ろ)
等級	時間
4	60 分以上
3	45 分以上
2	20 分以上
1	-

(3) 評価基準

イ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

- a 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第 4 号から第 6 号までのいずれかに掲げる構造方法又は若しくは平成 12 年建設省告示第 1380 号第 1 第 3 号口若しくは第 4 号口に掲げる構造方法を用いたもの又は令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号に適合するもの
- b 令第 107 条第 2 号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合する外壁として建築基準法第 68 条の 26 に規定する構造方法等の認定（以下 2 - 6 及び 2 - 7 において「認定」という。）を受けた構造方法又は令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号口に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。ただし、外壁によって屋内と防火上有効に遮られている場合にあっては、この限りでない。

- a 平成 12 年建設省告示第 1380 号第 5 に掲げる構造方法を用いたもの又は令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号に適合するもの
- b 令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号口に掲げる基準に適合する軒裏として認定を受けた構造方法を用いたもの

ロ 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

- a 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第 3 号口又は第 4 号口に掲げる構造方法を用いたもの
- b 令第 107 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの
- c イ に掲げる基準に適合しているもの

軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。イ ただし書の規定は、この場合について準用する。

- a 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 5 第 2 号口に掲げる構造方法を用いたもの
- b 令第 107 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる基準（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合する軒裏として認定を受けた構造方法を用いたもの
- c イ に掲げる基準に適合しているもの

八 等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

- a 平成 12 年建設省告示第 1359 号第 1 第 1 号口若しくは八若しくは第 2 号口に掲げる構造方法、平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第 7 号に掲げる構造方法、平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第 5 号口若しくは八に掲げる構造方法又は平成 12 年建設省告示第 1362 号第 1 第 2 号若しくは第 2 第 2 号に掲げる構造方法を用いたもの
- b 令第 108 条第 2 号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第 107 条第 2 項号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものに限る。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第 107 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものに限る。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法又は令第 109 条の 6 第 2 号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの
- c イ 又は口 に掲げる基準に適合しているもの
軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。イ ただし書の規定は、この場合について準用する。
 - a 平成 12 年建設省告示第 1359 号第 2 第 2 号に掲げる構造方法を用いたもの
 - b 令第 108 条第 2 号に掲げる基準に適合する軒裏として認定を受けた構造方法を用いたもの
 - c イ 又は口 に掲げる基準に適合しているもの

2 - 7 耐火等級（界壁及び界床）

(1) 適用範囲

共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「界壁」とは、評価対象住戸と他住戸等との間に存する壁をいう（8 - 3 において同じ。）。

「界床」とは、評価対象住戸と他住戸等との間に存する床をいう（8 - 1 及び 8 - 2 において同じ。）。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の界壁を介した隣戸又は界床を介した下階の住戸からの延焼のしにくさとする。

各等級に要求される水準は、評価対象住戸の界壁及び界床の構造が、次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、通常の火災による火熱が(ウ)項に掲げる時間加えられた場合に、当該火熱加熱開始後(ウ)項に掲げる時間当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることとする。

(い)	(ろ)
等級	時間
4	60 分以上
3	45 分以上
2	20 分以上
1	-

(3) 評価基準

イ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

評価対象住戸の界壁が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第 1 号から第 3 号までのいずれかに掲げる構造方法又は若しくは平成 12 年建設省告示第 1380 号第 1 第 1 号口若しくは第 2 号口に掲げる構造方法を用いたもの又は令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号に適合するもの

b 令第 107 条第 2 号に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法又は令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号口に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

評価対象住戸の界床が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 3 各号に掲げる構造方法又は若しくは平成 12 年建設省告示第 1380 号第 3 第 2 号に掲げる構造方法を用いたもの又は令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号に適合するもの

b 令第 107 条第 2 号に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法又は令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号口に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法を用いたもの

ロ 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

評価対象住戸の界壁が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第 1 号口若しくは又は第 2 号口に掲げる構造方法を用いたもの

b 令第 107 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

c イ に掲げる基準に適合しているもの

評価対象住戸の界床が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 3 第 2 号に掲げる構造方法を用いたもの

b 令第 107 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法を用いたもの

c イ に掲げる基準に適合しているもの

ハ 等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

評価対象住戸の界壁が、ロ の a から c までのいずれかに適合しているものであること。

評価対象住戸の界床が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a 令第 109 条の 3 第 2 号ハに規定するもの

- b 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号に規定するもの
- c イ 又はロ に掲げる基準に適合しているもの